

紫波町町営住宅建替整備事業サウンディング型市場調査 実施要領

1 目的

紫波町町営住宅建替整備事業（以下、「本事業」という。）は、選定された事業者が、自らの資金調達により本施設の設計・建設を行い、完成後、町が一括して借り上げる方式で実施することとしています。できるだけ多くの事業者に参加いただき、確実な事業者選定につなげたいことから、事業者の募集開始に先立ち、本事業における町の考え方を説明するとともに、民間事業者の意見を把握することを目的に実施するものです。

2 本事業の概要

町ホームページで公表している以下の資料をご参照ください。

資料等の名称
紫波町町営住宅建替整備事業基本方針
紫波町町営住宅建替整備事業（第Ⅰ期）プロポーザル実施要領（案）
紫波町町営住宅建替整備事業（第Ⅰ期）プロポーザル参加表明書作成要領（案）
紫波町町営住宅建替整備事業（第Ⅰ期）プロポーザル技術提案書作成要領（案）
紫波町町営住宅建替整備事業（第Ⅰ期）プロポーザル技術提案書等評価要領（案）
紫波町町営住宅建替整備事業（第Ⅰ期）要求水準書（案）
紫波町町営住宅建替整備事業（第Ⅰ期）借上げ初年度の近傍同種の住宅の家賃の算出方法（案）

3 スケジュール

項目	日程
サウンディング型市場調査実施要領の公表 プロポーザル実施要領（案）等の公表	令和8年5月1日（金）
サウンディング参加申込の受付	令和8年5月1日（金）～20日（水）
サウンディング実施	令和8年5月11日（月）～22日（金）

4 対象者

本事業の応募者（構成企業、協力企業を含む）となる意向を有する者を対象とします。
なお、事業の一部に関心がある場合でも参加可能です。

5 サウンディング

(1) 申込受付期間

令和8年5月1日（金）～令和8年5月20日（水）午後5時

(2) 申込方法

紫波町町営住宅建替整備事業サウンディング型市場調査参加申込書（様式A）及び誓約書（様式B）を事務局まで電子メールにて提出してください。また、電子メールの件名に「サウンディング申込」と記載してください。

(3) サウンディングの実施時期

令和8年5月11日（月）～令和8年5月22日（金）

なお、サウンディング参加申込書に記載の担当者あてに、詳細な実施日時を電子メールにて連絡します。ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

(4) サウンディングの場所

紫波町役場 会議室（詳細は後日連絡）

(5) サウンディングの方法

サウンディング参加申込書を用いた意見交換を原則としますが、町及び参加者相互の意思疎通を円滑にするため、必要がある場合は、参加者が対話の場で図面・資料等を提示することも可能とします。

(6) サウンディングの結果

参加者のノウハウ等の保護のため、サウンディングの内容は公表しません。結果の概要を公表する場合は、参加者のノウハウ等が特定されない範囲において公表します。

6 参加者の制限

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ サウンディング参加申込の時点で、紫波町建設工事等指名競争入札の実施等に関する要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 紫波町暴力団排除条例（平成24年紫波町条例第30号）第2条第1号から第4号までに規定する者でないこと。

オ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

7 留意事項

(1) 事業者選定との関係

サウンディングへの参加実績並びに質問の有無は、事業者選定における評価の対象とはなりません。また、サウンディングにおける質問への回答はその時点のものです。提案書の提出等に当たって必要な場合は、プロポーザル開始後に再度質問等を行って

ください。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施することがありますので、その際にはご協力をお願いします。

8 様式

様式A 紫波町町営住宅建替整備事業サウンディング型市場調査参加申込書

様式B 誓約書

9 問合せ先

紫波町 建設部 都市計画課 建築住宅係 担 当： 柗谷 電 話：019-672-6876 E-mail：toshikei@town.shiwa.iwate.jp
